

ハチ公生誕100年事業ロゴ使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ハチ公生誕100年事業ロゴ(商標登録願整理番号 LOBT220018 及び LOBT220019 を使用して作成したもの。以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴとは、別図に記載されているデザインのことをいう。

(使用の範囲)

第3条 ロゴは、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人若しくは団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (6) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (8) 求人広告に使用するとき。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき。
- (10) 消費者保護の観点からふさわしくないと認めるとき。
- (11) 人権を侵害するおそれがあるとき。
- (12) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるとき。
- (13) その他使用に当たって適当でないときと市長が認めるとき。

(使用承認申請等)

第4条 ロゴの使用を希望する者は、ハチ公生誕100年事業ロゴ使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市及び市行政委員会、市議会が業務のために使用するとき。
- (2) 市立または市内の小学校及び中学校、高等学校、大学が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 市及び市行政委員会、市議会の共催又は後援の事業で使用するとき。
- (5) 著作権法(昭和45年法律第48号)第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (6) その他市長が適当と認めるとき。

(使用承認等)

第5条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者にハチ公生誕100年事業ロゴ使用(変更)承認通知書(第2号様式。以下「使用(変更)承認通知書」という。)により、通知するものとする。この場合において、市長は使用条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者にハチ公生誕100年事業ロゴ使用(変更)不承認通知書(第3号様式。以下「使用(変更)不承認通知書」という。)により通知するものとする。

(使用期間等)

第6条 ロゴを使用できる期間は、市長がその使用を承認した日から令和6年3月31日までとする。

2 ロゴを使用できる期間を経過した後もその使用を続けようとする者は、再度使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 ロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴのイメージを損なう使用はしないこと。
- (4) ロゴを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)が完成したときは、速やかに当該使用物件を市長に提出すること。ただし、提出が困難である場合は、当該使用物件の写真を提出すること。
- (5) 商品等で使用する場合は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令を遵守すること。

(報告義務)

第9条 市長は、使用者に対し、ロゴの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により資料の提出又は報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(承認内容の変更等)

第10条 使用者は、第5条第2項の規定により承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ハチ公生誕100年事業ロゴ使用変更承認申請書(第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の承認された内容の変更について準用する。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

(基本デザインの改変等)

第11条 ロゴを改変して使用(以下「応用使用」という。)しようするときは、あらかじめ、ハチ公生誕100年事業ロゴ基本デザイン改変承認申請書(第5号様式。以下「改変承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、商品等で使用する場合は、原則として応用使用はできないものとする。

2 市長は、前項の規定により改変承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、応用使用を承認するときは、ハチ公生誕100年事業ロゴ基本デザイン改変承認通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は使用条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、応用使用を承認しないときは、申請者にハチ公生誕100年事業ロゴ基本デザイン改変不承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者にハチ公生誕100年事業ロゴ使用承認取消書(第8号様式。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第13条 前条の規定によりロゴの使用を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がロゴの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利の設定の禁止)

第14条 使用者は、ロゴについて、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくロゴの使用権を第三者に対し、承認してはならない。

(争論等の解決)

第16条 ロゴの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するもの

とする。

（差止請求等）

第17条 市長は、ロゴの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

（損害賠償）

第18条 使用者のロゴの使用において、市に損害が生じたときは、市はその損害の賠償を請求することができる。

（その他の事項）

第19条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。